

平成 31 年 2 月 14 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

国民年金第 3 号被保険者関係届等に関する事務処理等の変更について (通知)

このことについては、平成 30 年 2 月 27 日付け公共鹿第 953 号「国民年金第 3 号被保険者関係届等に関する事務処理について (通知)」のとおり、旧様式により従来どおりの事務を行うこととしていました。

しかし、日本年金機構 (以下「機構」という。) から通知の発出予定がなく、依然として旧様式での事務処理を行っている状況を踏まえ、当該届出事務及び当支部における事務手続きについて取扱いを下記のとおり変更します。

ついては、貴所属所の組合員へ周知してくださるとともに、今後、届出事務に当たっては、遺漏のないようにお願いします。

記

1 変更内容及び当共済組合における対応

(1) 事務処理について

① 個人番号及び基礎年金番号の記入について

国民年金第 3 号被保険者 (以下「第 3 号被保険者」という。) 関係の届出事務について、平成 30 年 3 月以降は、個人番号又は基礎年金番号を記入して届出を行うこととされたが、当共済組合においては、従来どおり基礎年金番号による届出を行うこととする。

② 住所変更届等について

機構のホームページにおいて、平成 30 年 3 月 5 日から個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については、第 3 号被保険者に係る住所変更届、氏名変更届及び死亡届の届出省略が可能と広報されているが、当共済組合では、機構が各第 3 号被保険者の個人番号を収録しているかを把握できないため、引き続き当該届出を行うこととする。

③ 第 3 号被保険者の住所について

第 2 号被保険者 (組合員) と同居、別居にかかわらず、第 3 号被保険者については住民票上の住所の記入が必要となる。これに伴い、住民票上の住所とは別の居所に機構からの通知等の郵送を希望する第 3 号被保険者については、「国民年金第 3 号被保険者関係届」で「該当」の届出を行う場合に併せて、「国民年金第 3 号被保険者住所変更届」の提出が必要となる。

(2) 様式の変更について

① 国民年金第3号被保険者関係届について

変更後の様式は現行様式と同じ届書種類を兼ねる。

※ 別添の様式（バーコードの付された新様式）を使用すること。

② 国民年金第3号被保険者住所変更届について

備考欄にチェックボックスが追加された。これは、上記（1）③に伴う変更であり、第3号被保険者が住民票上の住所とは別の居所に機構からの通知等の郵送を希望する場合は、当該チェックボックスにより示すこととなる。

※ 様式及び記入例については、当支部のホームページから取得できる。

（アドレス <https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>）

「公立学校共済組合鹿児島支部トップページ」→「申請書等用紙のダウンロード」

(3) 添付書類について

第3号被保険者関係の届出に伴う添付書類については、原則として従来どおりの取扱いとする。ただし、被扶養配偶者の認定申告に伴う第3号の届出において、個人番号による届出を希望する場合には、個人番号及び基礎年金番号を確認する書類の提出は不要とする。

2 当支部における事務手続きの取扱いの一部変更について

第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなった場合（被扶養者取消申告を行う場合）の届出のうち、就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となった場合（被保険者証が交付されたとき）の国民年金第3号被保険者関係届の提出は不要とする。

※ 収入増加、離婚、死亡による場合は、従来どおり非該当の届出を行うこと。

届出の様式は、上記1の（2）①の様式を使用すること。

3 変更時期

上記1及び2については、本通知以降に当支部に提出するものから変更する（既に旧様式で作成したものを送付することは差し支えありません。）。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

年金給付係 上酔尾(カエノ)

TEL：099-286-5220

※ 県立学校における本文書の文書管理表

上の分類番号：「B-7-2（共済組合）」